

	質問事項	質問内容	回答
1	参加申込書兼誓約書	バス運行業務委託は、津山営業所ではなく（市外の）本社で受けても良いですか。	プロポーザル実施要領「5. 参加資格⑦」により、市内事業者として登録されていることを条件としています。このことから、ご質問にあるような取扱いは不可とします。
2	企画提案書	提出者欄は津山営業所ではなく（市外の）本社で良いですか。	企画提案書の提出者は、本プロポーザルへの参加資格を有する方からの提出となります。したがって、ご質問にあるような取扱いは、不可とします。
3	提案価格書	園外保育の40日は、提案価格と別料金になりますか。	プロポーザル実施要領「8. 運行の内容」において、（1）定期送迎運行と（2）園外保育運行を委託内容としており、園外保育は提案価格に含まれるものです。
4	提案価格書	バス料金は、所轄の運輸局に届け出た運賃及び料金により計算となりますか。	お見込みのとおりです。
5	車庫について	現在の車庫は、津山市外にあるが途中で津山市に変更になった場合は問題ないですか。	問題ありません。 契約以降に変更があった場合には、すみやかに変更時期と変更場所を届けていただき、運賃計算に反映することとなります。
6	車庫について	ＩＴ点呼でも問題ないですか。（スマホやパソコン等を使った点呼）	旅客自動車運送事業運輸規則第24条において、一定の条件のもと、対面によることなく国土交通大臣が認めた機器による点呼を行うことが可能とされています。
7	企画提案書	企画提案書の本編（中身）は要領別紙2津山市立幼稚園通園バス運行業務委託審査基準について該当するような内容ということでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	車両について	車両は購入済みみたいですが年式によっては劣化による修繕が必要になると思いますが、この車両に対する修繕費、車両代替は業者による負担になるのでしょうか。	修繕費については、市立幼稚園通園バス運行業務委託仕様書の「9. 経費の負担及び委託料の額（4）」により、整備及び修繕に要する経費は受託する事業者の負担としています。ただし、10万円以上の修繕費については、市と受託者が協議して決定するものとしています。 車両代替については、仕様書の「9. 経費の負担及び委託料の額（8）」により、受託者の負担としています。
9	委託料	現在提示されている金額を越さないようになっておりますが、昨今、最低賃金の引上げと上記のような車両の劣化による修繕費の負担増になることが予想されます。そのため、料金改正が予想されます。これに対する対応はどのようになりますか。金額に対しては年ごとの変更が好ましいと思います。料金改正時に委託料の変更がされずに料金が下限を割ることになり行政処分を受けた場合どのような対応をしていただけるのでしょうか。	車両の修繕については、上記8の回答のとおり、10万円以上の修繕は協議することとなっております。 委託料については、仕様書9. に示すとおり、著しい変更があった場合には、変更契約により対応します。委託料に含まれるバス運賃料に改正があった場合には、適用時期から新料金で算定するようになります。実績により算出した運賃により契約年額が変更となる場合には、年度末に差額を精算することになります。
10	その他	行政処分を受けていない旨の宣誓書で今回は2年だったと思いますが今回は1年というのは何か理由があるのでしょうか。	監督官庁から事業が許されている状態であり、直近1年間において誠実に営業されている事業者にあつては、プロポーザル参加を拒否するまでには至らないと判断したものです。